

コミュニティビジネス（協働委託）について（審議事項⑥）

1 現状

(1) コミュニティビジネス（協働委託）

コミュニティ運営協議会の活動財源は、市からの委託料やまちづくり交付金などが大部分を占めている。宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、コミュニティ運営協議会が自主的な運営を行えるよう、地域が抱える課題をビジネスという手法で解決し、その利益が活動に還元されるコミュニティビジネスを促進することとしている。そのために、①コミュニティは地区住民のニーズを掘り起こし、市はその方法などについて助言する、②（コミュニティビジネスを実施するに当たり）協議会だけでは解決できない課題について、大学、活動団体、企業などと連携していくことが必要であり、市はその手法などの情報提供をすることとしている。このテーマについて、①市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの、②コミュニティ運営協議会が独自に実施するものの2つの区分で課題を整理した。

(2) 各地区コミュニティビジネス実施状況

	地区名	住民票 発行	県広報 配布	有料公園 管理	ごみ袋 販売	図書 貸出	コミュニ ティバス 運行	子どもの 居場所づ くり	自主 講座
1	吉武	○	○				○	○	
2	赤間		○	○		○			
3	赤間西	○	○		○			○	○
4	自由ヶ丘	○	○	○	○	○		○	
5	河東		○					○	
6	南郷	○	○				○	○	○
7	東郷		○					○	○
8	日の里	○	○	○				○	
9	田島	○	○					○	○
10	池野	○	○					○	○
11	岬	○	○					○	
12	神湊	○	○						
13	大島		○						

※ 備考1

(1) 住民票発行：市の委託事業。住民票等をコミュニティ運営協議会の窓口で受け取れるサービス。当日の午前中までにコミュニティ運営協議会に予約した場合、その日の午後に受け取ることができる。赤間西地区及び自由ヶ丘地区には、別に自動交付機がある。赤間地区では、市民課職員による住民票等発行窓口があるため、コミュニティ運営協議会による住民票発行業務は実施していない。

(2) 県広報配布：市（県）の委託事業。福岡県広報の配布（年に6回）。

- (3) 有料公園管理：市の委託事業。広陵台中央公園、明天寺公園（赤間地区が管理）、自由ヶ丘11号公園（自由ヶ丘地区が管理）、日の里4、7、11号公園（日の里地区が管理）の有料公園の貸出業務
- (4) ごみ袋販売：市の委託事業。市のごみ袋の販売代行
- (5) 図書貸出：市の委託事業。市民図書館の図書の予約貸出、返却業務
- (6) コミュニティバス運行：市の委託事業。コミュニティバスの試験運行。平成21、22年度は費用弁償をコミュニティ運営協議会が全額負担。23年度は市との委託契約により月額8万円の委託料収入あり。これを原資として運転手に費用弁償を支払っている。コミュニティバスは10月から市が運行する予定。
- (7) 子どもの居場所づくり：市の委託事業。1地区当たり年間20万円の委託料。月に1回程度青少年の健全育成に係る事業を実施する。
- (8) 自主講座：コミュニティ運営協議会の事業。コミュニティ（事務局又は各部会）が主体的に企画運営し、各種講座を開催する。受講者は参加料を負担。
- ※備考2 赤間地区は、市民サービス協働化提案制度によりコミュニティ・センター横の公園（赤間コミュニティふれあい公園）の草刈業務を受託（年2回実施）
- ※備考3 自由ヶ丘地区は、回収サポート事業（依頼者の自宅を訪問し、分別収集資源を回収（毎週土曜日））を実施

2 課題

	事項	内容
1	コミュニティ側の課題	<p>① 市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの</p> <p>→ 1の表のとおり、基本的には市からの委託業務がほとんどである。</p> <p>→ コミュニティ・センターは、行政サービスの拠点施設としての位置付けがあるため、市からの委託業務は今後も継続。増加することも十分あり得る。</p> <p>→ 市からの委託業務が増加することに伴い、コミュニティ運営協議会事務局の事務負担が増加</p> <p>→ コミュニティ活動が活発になることに伴い、コミュニティ運営協議会事務局の事務負担が増加</p> <p>→ コミュニティ事務局は、コミュニティ活動に係る事務とコミュニティ・センターの管理業務が本業である。</p> <p>→ 赤間西地区及び自由ヶ丘地区の例（自動交付機が廃止され、窓口での取扱いのみになる。22年度実績では赤間西地区：住民票773件、印鑑証明938件、自由ヶ丘地区：住民票1742件、印鑑証明2262件）</p> <p>② コミュニティ運営協議会が独自に実施するもの</p> <p>→ コミュニティ基本構想・基本計画では、コミュニティビジネス</p>

		<p>は、「地域が抱える課題をビジネスという手法によって解決し、その活動の利益を地域に還元する」ものと定義している。</p> <p>→ コミュニティ基本構想・基本計画では、「コミュニティビジネスを促進するためにコミュニティ運営協議会が地域住民のニーズを的確に把握することが必要。まちづくり計画の策定時、見直し時の問題、課題を整理する必要がある」としている。</p> <p>→ コミュニティ運営協議会が独自に実施している事業は、まだ限定的。少ないながらも地域のニーズには合致しているものと思われる。</p> <p>→ コミュニティビジネスとして考えると、利益は生じているのか？</p> <p>→ 自己財源の1つではあるが、利益を生じるには至らない。</p> <p>→ コミュニティ運営協議会の事業は、地区住民を主な対象としていることから考えるとコミュニティビジネスで利益を生じさせることは困難と思われる。</p>
2	市側の課題	<p>① 市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの</p> <p>→ 1の表のとおり、現状は市がコミュニティ運営協議会に委託しているものがほとんどである。</p> <p>→ コミュニティ・センターは、行政サービスの拠点施設としての位置付け。</p> <p>→ 今後も市民サービス協働化提案制度等により、市業務を委託することが増加していくことが考えられる。</p> <p>→ 委託料の算定方法。計算上は赤字にはならない。しかし、コミュニティ運営協議会には負担感がある。</p> <p>② コミュニティ運営協議会が独自に実施するもの</p> <p>→ コミュニティ基本構想・基本計画では、「コミュニティ運営協議会がコミュニティビジネスを進めるに当たり、協議会だけでは解決できない課題について、大学、NPO、企業などとの連携が重要となるので、市はビジネスの視点を入れた活動を行えるよう、その手法などについて情報提供し、協議会と各団体の連絡調整をする」こととしている。</p> <p>→ 地区の課題解決の手法として福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学などの大学との連携が実施できている地区（赤間地区）もある。しかし、利益を生じさせるものではない。</p> <p>→ 市としてコミュニティ運営協議会がビジネスの視点を入れた活動が行うことができるような支援が必要とあるが、現状は困難</p> <p>→ 利益を生じさせられるような手法はあるのか？</p>